

## 長岡京市高齢者日常生活圏域ニーズ調査等業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務概要

#### (1) 業務の名称

長岡京市高齢者日常生活圏域ニーズ調査等業務

#### (2) 業務の目的

この要領は、長岡京市が、介護保険法に規定される介護保険事業計画（第10期・令和9年度～令和11年度）及び老人福祉法に規定される高齢者福祉計画（第11次・計画期間同じ）を一体的に策定するに当たり、その基礎資料とするために国が実施を求めている高齢者日常生活圏域ニーズ調査等を、本市の高齢者の実態を把握した中で、高齢者の状態像をもとにニーズや必要となるサービスをよりの確に分析できる手法を提案し、本市や各圏域の特色や独自性を反映した施策展開に繋げていくための課題や方向性を提示できる優れた業務委託者を選定することを目的としている。

#### (3) 業務の内容

主な業務内容は以下のとおり。詳細は別紙仕様書（案）による。

- ① 計画策定のための現状把握
- ② 日常生活圏域ニーズ調査の調査項目の設定
- ③ 日常生活圏域ニーズ調査票等の発送用封筒等の印刷・作成及び発送
- ④ 日常生活圏域ニーズ調査等各種調査データの集計・分析
- ⑤ 調査結果報告書・集計表の作成

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

#### (5) 成果品

詳細は別紙仕様書（案）による。

- ① 第10期介護保険事業計画策定に伴うアンケート調査報告書75部（A4版、130ページ程度）
- ② 同PDFデータ：CD-R 2部（文書はマイクロソフトワードで、データはマイクロソフトエクセルを使用すること）
- ③ 集計結果表PDFデータ：CD-R 2部（文書はマイクロソフトワードで、データはマイクロソフトエクセルを使用すること）
- ④ 回収した調査票一式

### 2. 参加資格要件

本件の企画提案に参加する資格を有する者は、委託業務を的確に遂行するに足る能力を有し、以下の条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 長岡京市契約規則（昭和55年1月16日規則第2号）第3条の規定により、一般競争入札に参加させないことができるものでないこと。
- (3) 長岡京市契約規則第5条の規定する競争入札等有資格業者名簿に登録されているもの。ただし、長岡京市競争入札有資格者名簿に登録されていないものであっても、様式3で示す参加資格要件確認資料を参加表明書に添付することにより、参加することができる。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないもの。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。ただし、会社更生法にあつては、更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者は除く。
- (6) 国税を完納していること。また、長岡京市内に事務所等を持つ者については、法人市民税を完納していること。
- (7) 当該業務にかかる企画立案、調査に必要な能力、組織体制、人脈を有する法人その他の団体であること。
- (8) 本市との連絡調整や打合わせなどに、迅速かつ的確に対応できること。
- (9) 本件と同種又は類似する業務（福祉に係る行政計画のアンケート調査等）について本市及び他自治体において履行した実績を令和2年度以降に有すること。

### 3. 失格要件

参加表明書を提出してから受託者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、失格又は審査の対象より除外する。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき
- (2) 長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱（平成23年4月1日施行）別表第1又は別表第2に掲げる指名停止事項に該当すると認められるとき
- (3) 参加表明書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- (4) 一つの参加事業者が複数の提案を行ったとき
- (5) 提案書等の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき
- (6) 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があつたとき

- (8) 著しく信義に反する行為があったとき
- (9) その他業務の履行が困難と認められる状態に至ったとき

#### 4. スケジュール

公募期間	令和7年4月22日（火）から 令和7年5月21日（水）まで
質疑書の受付	令和7年4月22日（火）から 令和7年5月1日（木）まで
質疑の回答	令和7年5月13日（火）
参加表明書の提出期限	令和7年5月21日（水）午後5時15分まで
企画提案書の提出期限	令和7年5月29日（木）午後5時15分まで
プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年6月2日（月）
特定及び非特定通知（発送予定日）	令和7年6月13日（金）
契約の締結	特定通知後

#### 5. 参加表明書の提出

##### (1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社等事業概要がわかる資料（任意様式）
- ③ 同種・類似業務の履行実績報告書（様式2）

参加表明者多数の場合は、プレゼンテーション・ヒアリングの参加者を選定するための資料とするため、過去に履行した同種及び類似業務について、最大3件まで業務の規模や内容などが具体的にわかるよう記載すること。また、必要に応じて仕様書等を添付しても構わないが最小限のものとする。

- ④ 様式第3に示す参加資格要件確認資料一式  
（令和7年度長岡京市競争入札資格者名簿に登録の無い事業者のみ）
- ⑤ ワークライフバランス等に係る認定企業であることが確認できる書類  
（厚生労働省の認定企業公表HPの写しなど）

##### (2) 受付期間

令和7年4月22日（火）から令和7年5月21日（水）午後5時15分まで（土曜・日曜・祝祭日を除く。）郵送による場合は、上記期間内に必着のこと。

##### (3) 提出方法

持参、一般書留又は簡易書留より提出すること。（その他の郵送方法による提出も

可とするが、事業者名を明記し高齢介護課へ事前に連絡の上、期限内の必着を厳守すること。また、到達確認の連絡を行うこと。）なお、ファクシミリ、電子メールによる提出は受け付けない。

(4) 提出部数

5部（原本1部、写し4部）

(5) 参加資格要件の確認

提出された参加意思表明書等を確認し、参加資格要件を満たさないと考えられる者に対しては、令和7年5月23日（金）までに書面及び電話によりその旨を通知する。また、必要に応じて、追加書類の提出や電話によるヒアリングを求める場合がある。

(6) 参加意思表明者が多数の場合

**参加意思表明者が4者を超える場合、参加資格要件を確認するとともに、審査委員会において提出書類の内容を審査し、プレゼンテーション・ヒアリングの参加者を上位4者程度に選定する場合がある。**プレゼンテーション・ヒアリングの参加者として選定しなかった者に対しては、令和7年5月23日（金）までに書面及び電話によりその旨を通知する。

6. 質疑書の受付

(1) 受付期間

令和7年4月22日（火）から令和7年5月1日（木）午後5時15分まで。（土曜・日曜・祝祭日を除く。）郵送による場合は、上記期間内に必着のこと。

(2) 提出方法

長岡京市競争入札心得（平成23年6月1日施行）様式第1号で下記まで持参、一般書留又は簡易書留より提出すること。（その他の郵送方法、ファクシミリ又は電子メールによる提出も可とするが、事業者名を明記し高齢介護課へ事前に連絡の上、期限内の必着を厳守すること。また、到達確認の連絡を行うこと。）

(3) 回答

質疑に対する回答は、令和7年5月13日（火）に電子メール等で行う。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出届（様式4）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ ②を補足する資料（提出は任意）
- ④ 参考見積書（任意様式）

(2) 受付期間

令和7年5月29日(木)午後5時15分まで。(土曜・日曜・祝祭日を除く。)  
郵送による場合は、上記期間内に必着のこと。

(3) 提出方法

**持参、一般書留又は簡易書留より提出すること。**(その他の郵送方法による提出も可とするが、事業者名を明記し高齢介護課へ事前に連絡の上、期限内の必着を厳守すること。また、到達確認の連絡を行うこと。)なお、**ファクシミリ、電子メールによる提出は受け付けない。**

(4) 提出部数

5部(①は1部)

8. 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書作成上の基本事項

企画提案は、長岡京市高齢者日常生活圏域ニーズ調査等について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではない。

(2) 企画提案書の作成方法

作成上の留意事項は以下のとおりとする。

- ① 企画提案書の様式は任意とする。
- ② **審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示をしないこと。**
- ③ 文章を補完するための図、表、写真、イラスト、イメージ図等は使用しても構わない。
- ④ 文章の文字は11ポイント以上を基本とすること。
- ⑤ カラー・白黒は問わない。
- ⑥ A4片面印刷を基本とすること。なお、①に該当するものでA4を超える場合は折込でA4とすること。
- ⑦ 下部中央にページ番号を付すこと。
- ⑧ 次の企画提案事項を明記すること。

(3) 企画提案事項

- ① 第10期介護保険事業計画にむけての課題認識と方向性
- ② 日常生活圏域ニーズ調査として、本市の高齢者の実態を踏まえ課題やニーズを分析するために必要となる調査項目の提案
- ③ 日常生活圏域ニーズ調査の回収率向上に係る手法の提案
- ④ 日常生活圏域ニーズ調査等各種調査結果から本市の施策、事業展開に有益となるデータ分析方法に関する提案
- ⑤ 日常生活圏域ニーズ調査等各種調査のデータ分析から次期計画策定に向けて

の方向性と政策課題の提案についての基本的な考え方

- ⑥ 作業スケジュールや業務執行体制
- ⑦ 本業務の見積もり額

なお、本委託契約金額の上限は、総額 2,900 千円（取引にかかる消費税及び地方消費税相当額を含む）である。契約金額には成果品の製作費、当該業務にかかる一切の経費を含む。

(4) 企画提案書の取扱い

- ① 提出された企画提案書等は、一切返却しない。
- ② 提出された企画提案書は、必要に応じて複製する場合がある。

(5) 企画提案書の失格

次の各号の一に該当する場合は失格となる場合がある。

- ① 企画提案書の提出期限に適合しない場合。
- ② 提案内容に虚偽の記載があった場合。（虚偽記載したもの対して指名停止の措置を行うことがある。）
- ③ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④ 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- ⑤ **見積金額が契約金額の上限額を超える場合。**
- ⑥ 提出された企画提案書等に不備がある場合。

(6) 企画提案書の著作権等

企画提案書の著作権は、当該企画を提案したそれぞれの応募者に帰属する。ただし、長岡京市は企画提案書の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、長岡京市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には公開対象文書として原則開示することとなるが、応募者が事業を営むうえで競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第 6 条第 2 項の規定によって非公開とできる場合もあり、その際は理由書等を提出していただくこととなる。

9. プレゼンテーション及びヒアリングの実施予定

(1) 以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

- ① 実施日時：令和 7 年 6 月 2 日（月）  
企画提案時間等、詳細については別途通知する。
- ② 実施場所：長岡京市役所 分庁舎 3 会議室 1
- ③ 実施内容：企画提案書の内容について、15 分以内でプレゼンテーションすること。提案終了後に 10 分程度の質疑応答を行う。
- ④ 出席者：出席者は 3 名以内とする。複数の者が役割分担してプレゼンテーション

を行っても構わない。

- ⑤ その他：プレゼンテーションで使用するパソコン・プロジェクター等の機材はすべて説明者で準備すること。

プレゼンテーション及びヒアリングの当日に用いる資料については企画提案書として提出されたものを使用することとし、追加資料は受け付けない。ただし、パワーポイント等のプレゼンテーションにおいて使用するものについてはこの限りではない。

#### 10. 最優秀提案者の特定

- (1) 審査委員会による審査を経て、総得点が高い者から順位付けを行い、最も高い者を最優秀提案者として特定する。
- (2) 最優秀提案者は令和7年6月13日（金）頃に特定する。
- (3) 最優秀提案者として企画提案書を特定したものには特定通知書を送付する。特定しなかったものには非特定通知書を送付する。
- (4) 企画競争の参加者が1者となった場合は、最低基準点を設け、基準点に満たない場合は特定しない。
- (5) 最優秀提案者を特定するための評価基準

企画提案書・プレゼンテーション及びヒアリングの評価項目及び配点は次のとおり

評価項目		評価視点	配点
1 提案内容 (65点)	業務の理解度	高齢・介護関連の制度及び社会的背景等について十分な知識を有しているか。本市が実施する日常生活圏域ニーズ調査の目的・狙いを正しく理解しているか。	10
	地域特性の理解度	長岡京市の地域性・独自性及び高齢者の現状、介護サービス利用状況等についての的確に把握しているか。	5
	実施方法の具体性・適切性	作業実施の手順は妥当で実施方法などが示されているか。	5
	提案内容の的確性・独創性・実現性	次期計画策定に向けての課題認識と方向性は本市の現状を反映した的確なものであるか。	10
国が示す調査項目に追加した調査項目は、本市の特性やニーズ分析のために必要で有益な内容であるか。		10	
データの分析手法は、本市の課題やニーズを的確に抽出し、今後の施策や事業展開に有益となるものであるか。		10	

		データ分析に基づく次期計画策定に向けての方向性や政策提案に関する基本的な考え方は適切なものであるか。	10	
		スケジュールが具体的に記載されているか実現可能な内容か。	5	
2 業務体制・実績 (15点)	人員体制	配置を予定している人数が適正か。	5	
	配置体制	業務を円滑に進めるための総合的な支援体制が整っているか。配置される人員は本業務の遂行に求められる必要な業務時間を確保できているか。	5	
	担当者の実務経験	配置される担当者の実務経験は十分か。	5	
3 企業の業務遂行力 (10点)	介護・高齢福祉関連業務の実績	本市及び近隣他自治体等の受注実績があり、業務遂行に必要なノウハウを有しているか。	10	
4 地元事業者優先発注 (7点)	長岡京市内本店または支店事業者		7	7
	上記以外の事業者		0	
5 ワークライフバランス等の推進 (3点)	えるぼし認定企業		1	3
	くるみん認定企業		1	
	ユースエール認定企業		1	
	上記以外の事業者		0	
見積額 (参考)	業務コストの妥当性	提案内容とかけ離れていないか。 想定金額の範囲内で業務執行上適正な金額であるか。	—	
合計			100	

上記評価点以外に、特に優れていれば加点、不備があれば減点することがある。

#### 11. 非特定に関する事項

- (1) 提案した企画提案書が特定されなかった旨通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に書面により、長岡京市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。※持参のみ受付。
- (2) 上記（1）に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

## 12. 業務委託契約に関する事項

### (1) 見積徴取

企画提案書を特定したものと業務委託契約に係る詳細内容の協議を行う。ただし、特定したものが下記のいずれかに該当し、業務委託契約ができない場合は、次点者を相手先として再特定する。

- ① 特定後に参加資格要件及び業務の実績に関する条件を満たさないことが明らかとなったとき
- ② 見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき
- ③ 本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ④ その他の理由により業務委託契約の締結が不可能になったとき

### (2) 業務委託の仕様及び条件

本業務委託の仕様については、別添仕様書（案）及び企画提案書等に記載された内容を尊重し、長岡京市において定める。

## 13. その他留意事項

### (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

### (3) 提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。

### (4) 審査内容や審査経過については公表しない。

### (5) 参加を辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けない。

### (6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある

## 14. 問い合わせ先及び参加表明書・質疑書・企画提案書等の提出先

長岡京市健康福祉部 高齢介護課介護保険係（長岡京市役所・新庁舎1期・2階）

〒617-8501 長岡京市開田1丁目1番1号

T E L : 075-955-2059（直通） F A X : 075-951-5410（代表）

電子メール : koureikaigo@city.nagaokakyo.lg.jp

受付時間 : 午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜・祝祭日を除く）